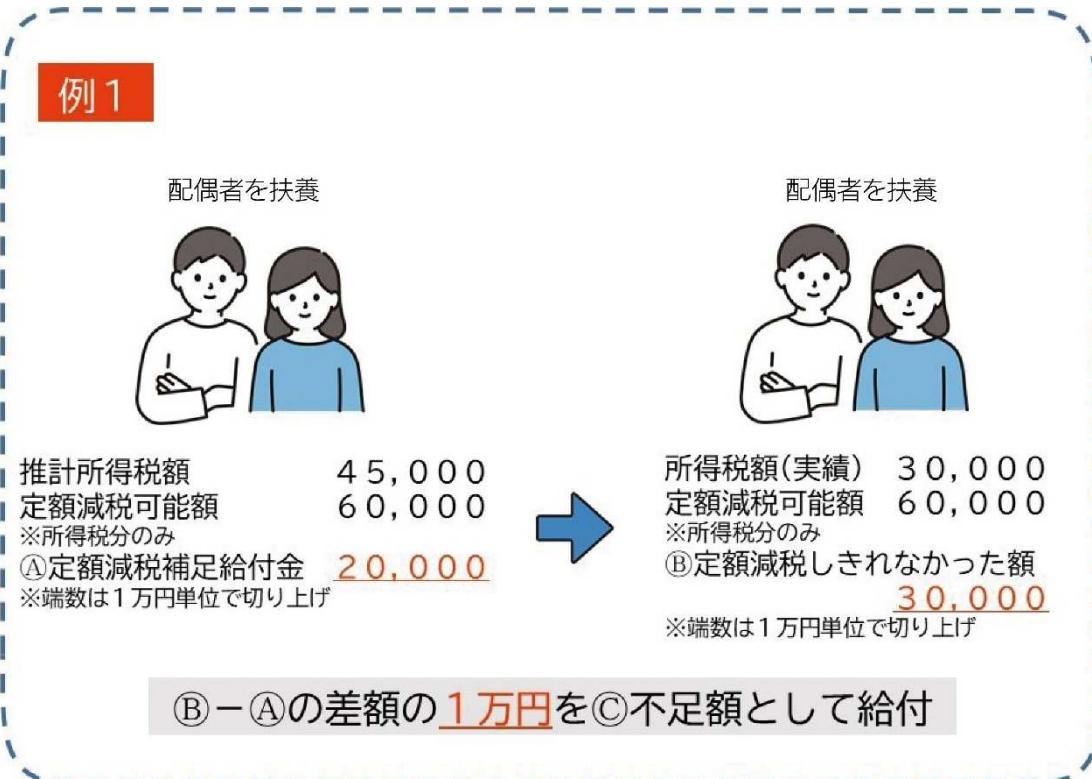


例1：令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少した場合(退職、育休等)



<解説>

令和5年分所得状況に基づく推計所得税額が45,000円、所得税分の定額減税可能額が60,000円(本人+扶養親族1人)の場合、図の左側のとおり、①定額減税補足給付金は20,000円(1万円単位に切り上げ)となります。

その後、確定した令和6年分所得税額(実績)が30,000円の場合、図の右側のとおり、②定額減税しきれなかった額は30,000円(1万円単位に切り上げ)となります。

この場合、実際の定額減税しきれなかった額②30,000円と当初算定された「定額減税補足給付金」①20,000円との間に生じる差額の10,000円が不足分として支給されます。

### 【計算式】

①「定額減税補足給付金」

所得税分の定額減税可能額(60,000円) - 令和6年分推計所得税額(45,000円) = 15,000円

15,000円を1万円単位に切り上げて20,000円

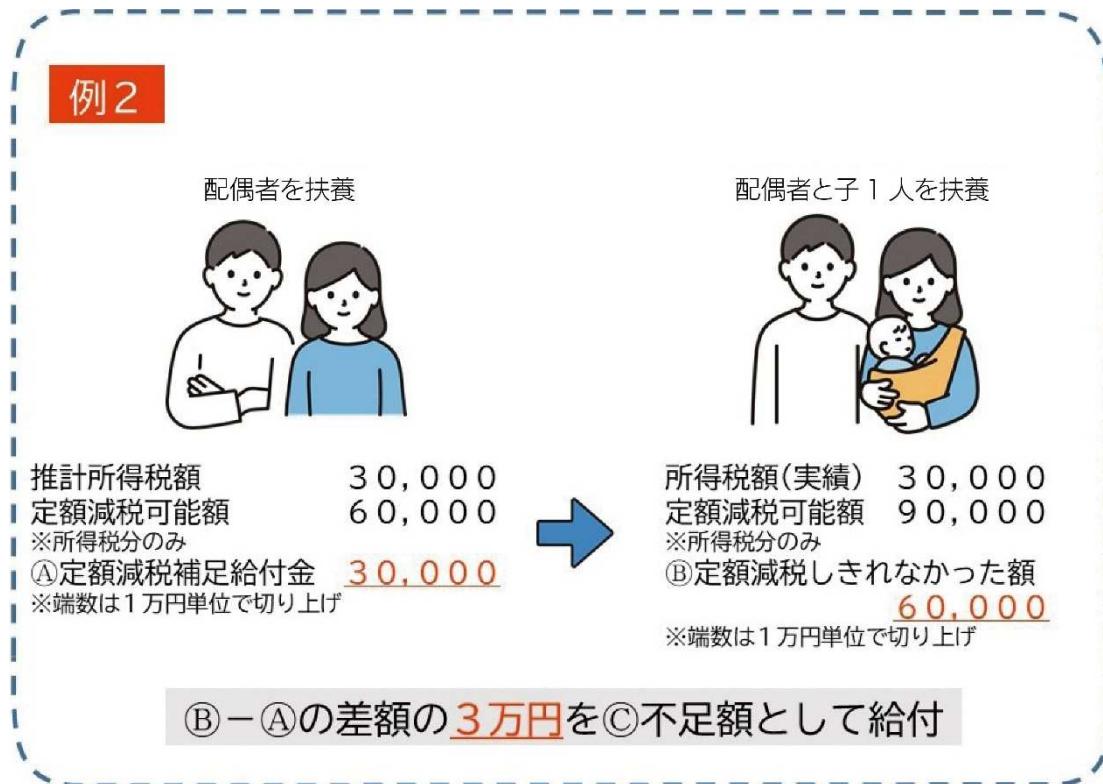
②「実際の定額減税しきれなかった額」

所得税分の定額減税可能額(60,000円) - 令和6年分所得税額(実績)(30,000円) = 30,000円

③「不足額給付」

②「実際の定額減税しきれなかった額(30,000円)」 - ①「定額減税補足給付金(20,000円)」  
= 10,000円

例2：子どもが生まれ、扶養親族が増えた場合



<解説>

令和5年分所得状況に基づく推計所得税額が30,000円、所得税分の定額減税可能額が60,000円(本人+扶養親族1人)の場合、図の左側のとおり、Ⓐ定額減税補足給付金は30,000円(1万円単位に切り上げ)となります。

その後、令和6年中に子どもが生まれ、扶養親族が増えた場合、所得税分の定額減税可能額は90,000円(本人+扶養親族2人)となり、図の右側のとおり、Ⓑ定額減税しきれなかった額は60,000円となります。

この場合、実際の定額減税しきれなかった額Ⓑ60,000円と当初算定された「定額減税補足給付金」Ⓐ30,000円との間に生じる差額の30,000円が不足額として支給されます。

### 【計算式】

Ⓐ「定額減税補足給付金」

所得税分の定額減税可能額(60,000円) - 令和6年分推計所得税額(30,000円) = 30,000円

Ⓑ「実際の定額減税しきれなかった額」

所得税分の定額減税可能額(90,000円) - 令和6年分所得税額(実績)(30,000円) = 60,000円

Ⓒ「不足額給付」

Ⓑ「実際の定額減税しきれなかった額(60,000円)」 - Ⓐ「定額減税補足給付金(30,000円)」  
= 30,000円